プロジェクト　**概念フレームワーク**

項目　**本日の審議**

本資料の目的

1. 本資料では、本日の企業会計基準委員会においてご審議いただくことを予定している事項を説明することを目的としている。

背　景

2. 2015年5月に、IASBから公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念ED」という。)及び公開草案「概念フレームワークへの参照の更新」が公表されている[1]。

3. これまで、概念EDの次の章に関する「コメントの方向性」についてご審議いただいた。

第1章「一般目的財務報告の目的」及び第2章「有用な財務情報の質的特性」
第3章「財務諸表と報告企業」
第4章「財務諸表の構成要素」
第5章「認識及び認識の中止」
第6章「測定」
第7章「表示及び開示」(財務業績に関する情報)

本日の議題

4. 本日の企業会計基準委員会においては、概念EDの次の章に関する「コメントの方向性」等についてご審議いただきたい。

(1) 概念フレームワーク － 第7章「表示及び開示」(財務諸表の目的及び範囲、伝達ツールとしての表示及び開示)(審議事項(2)-2参照)

(2) 概念フレームワーク － 第8章「資本及び資本維持の概念」(審議事項(2)-3参照)

[1] 概念EDのコメント期限は、当初、10月26日とされていた。
当委員会は、2015年7月31日に、IASBに対してコメント期限の1か月延長を要望するレターを送付した。IASBは、当委員会を含む関係者からのコメントを踏まえ、9月22日の会議において、コメント期限を当初より1か月延長し、11月25日までとすることを決定した。
これを受けて、当委員会が広く市場関係者の方々に対して行っている概念EDに関する意見の募集についても、同様に期限を1か月延長し、10月26日までとすることとしている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) 概念フレームワーク － その他の質問事項（審議事項(2)-4 参照）

(4) 概念フレームワークへの参照の更新（審議事項(2)-5 参照）

5. 前項に加え、概念 ED に対するコメントレターの形成に向けて、次の章に関する「コメント文案」についてご審議いただきたい。

(1) 概念フレームワーク － 第 3 章「財務諸表と報告企業」（審議事項(2)-6 参照）

(2) 概念フレームワーク － その他の質問事項（前項(4)に記載した審議事項(2)-5 参照）

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。